

第5章 支障除去対策の実施

第1節 特定支障除去等事業の実施

1 本事案における対策の概要

市は、生活環境保全上の支障を除去することを目的とした特定支障除去等事業を行政代執行により実施した。

特定支障除去等事業は、平成20年度から24年度までの5カ年の事業期間、また、約65億円の事業費を要するものであった。

まず、準備工事として仮設道路整備・焼却炉等解体・給排水管布設を実施し、続く先行工事において、止水壁(上流部・下流部)・浸出汚濁水処理設備を設置した。

また、本体工事は、廃棄物層内部への注水消火とダイオキシン類に汚染された廃棄物を処理するというものであったが、市においては、これまでにこうした工事の前例がなく、周辺環境の安全・安心の確保が非常に重要となることから、工事発注において総合評価落札方式(設計施工一括発注方式)を採用し、業者からの優れた提案を受けて業者を決定し、工事に着手した。

一方、廃棄物の運搬・処分についても、掘削・選別された廃棄物を法令に基づいて適正に処理し、安全や期限内での確実な実施を確保するため、業務委託において公募型プロポーザル方式を採用し、二期に分けて業者を選定した。

2 実施した対策の詳細

(1) 準備工事

本体工事の実施に先立ち、仮設道路整備、焼却炉等解体、給排水管布設の準備工事を実施した。

1) 仮設道路整備

陥没の危険がある燃焼区域及びその周辺を避け、工事車両を最上部に進入させるために仮設道路を整備した。



〈仮設道路(東からの眺望)〉



〈仮設道路(道路から北への眺望)〉

2) 焼却炉等解体

現場には、善商が設置した焼却炉があったが、本体工事を実施するにあたり支障となったため、解体した。

なお、善商が碎石を粒径ごとに選別するために設置した分級施設(トロンメル)についても、同じく支障となったため、解体し、公売により売却した。



〈焼却炉〉



〈トロンメル〉

3) 給排水管布設

工事に必要となる仮設の給水管・排水管を整備した。



〈設置状況〉



〈埋設状況〉

(2) 先行工事

1) 上流部止水壁設置

現場上流からの雨水等をせき止め、廃棄物層に浸透させないようにするため、上流部止水壁を設置した。



〈上流部止水壁設置直後の状況〉



〈事業完了時の状況〉

2) 下流部止水壁設置

注水消火等によって廃棄物層内に浸透した浸出汚濁水を下流側でせき止めるため、TRD工法(※)により、その場で土とセメントを攪拌して築造した地中壁(ソイルセメント壁)を設置した。

※ TRD 工法：

Trench cutting & Re-mixing Deep wall method。地盤に対して垂直方向に挿入したチェーンソー型のカッターを、水平に移動させながら、溝状の掘削とセメント等の固化液の注入、原位での土との混合・攪拌を同時に行うことにより、地中に連続した壁を造成する工法。



〈TRD施工状況〉



〈下流部止水壁施工終了時の状況〉

3) 浸出汚濁水処理設備設置

下流部止水壁でせき止めた浸出汚濁水を処理するため、浸出汚濁水処理設備を設置した。なお、注水消火時は、大量の水が必要であり、消火によって発生した浸出汚濁水を処理するため、処理能力が大きい仮設の水処理設備で対応した。



〈水処理設備〉



〈仮設の水処理設備〉

また、場外に設置していた浸出汚濁水処理設備は、掘削・選別終了後に選別施設を撤去した後、場内の整形材ストックヤードの跡地に移設した。



〈移設した水処理設備〉

(3) 本体工事

1) 注水消火

① 燃焼の鎮静化

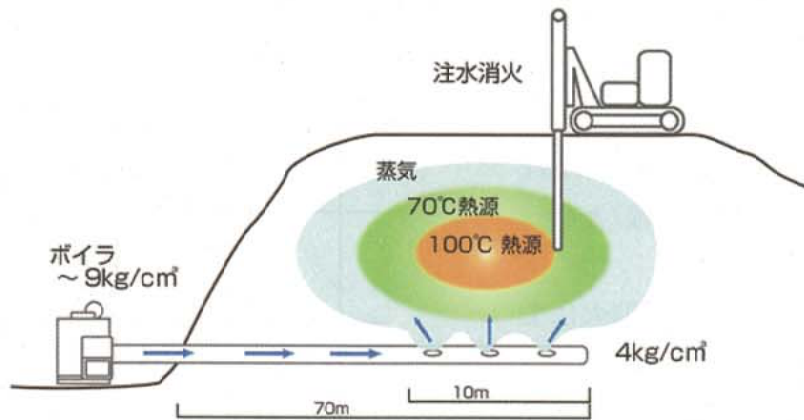
注水消火を実施する前に、燃焼の一要因である酸素を排除し、廃棄物層内を湿潤な状態にすることを目的として、燃焼区域下部から水蒸気を注入することにより、燃焼の鎮静化を図った。

② 注水消火

平成21年8月から13台の削孔機械により975箇所を削孔し、約3カ月間で、順次、

注水消火を実施した。

注水作業は、高温部への注水によるガスや水蒸気の噴出を避けるため、燃焼区域の低温部から始め、徐々に高温部に移動する方法で実施した。



〈消火概念図〉



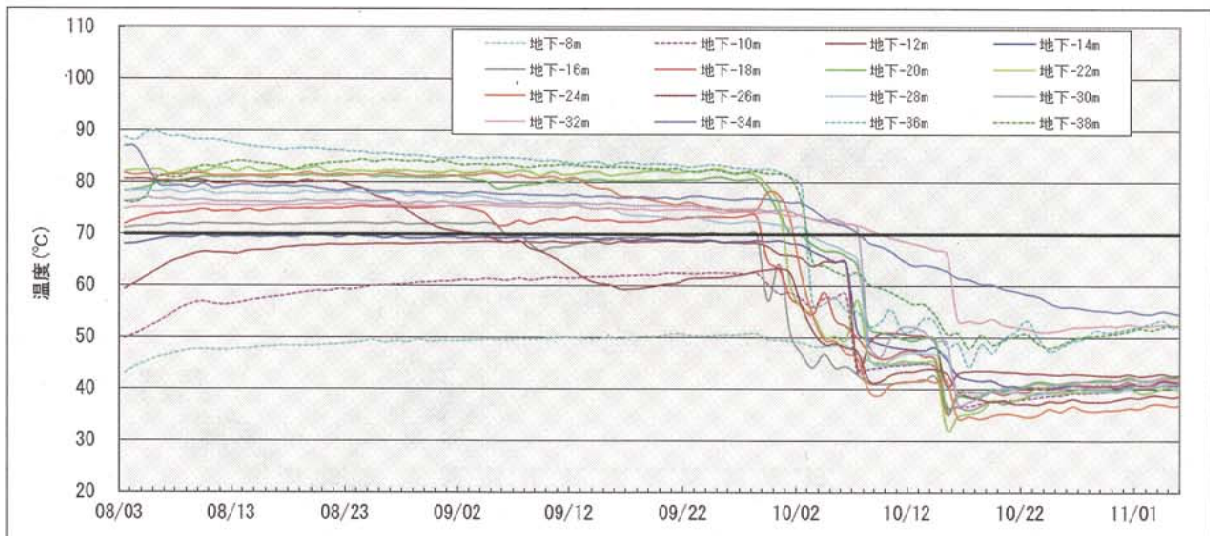
〈注水消火状況全景〉



〈注水状況〉

③ 温度の状況

注水によって、目標温度の70℃をすべて下廻ったが、廃棄物層内は熱がこもった状況で、一部の観測孔では温度が再上昇する状況が確認されたため、温度状況の変化を確認しながら再度注水し、常に70℃以下を保つようにした。



〈廃棄物層内での平成21年8月～11月の温度状況の推移〉

④ 注水消火の成果

全ての注水消火作業終了から1カ月後の温度調査結果を基に効果を確認するための伝熱解析を実施した結果、注水消火前に100℃(赤線)、70℃(橙線)であった温度が、注水消火後には60℃(緑線)、50℃(青線)となった。

この結果から、注水消火による消火が確認された。

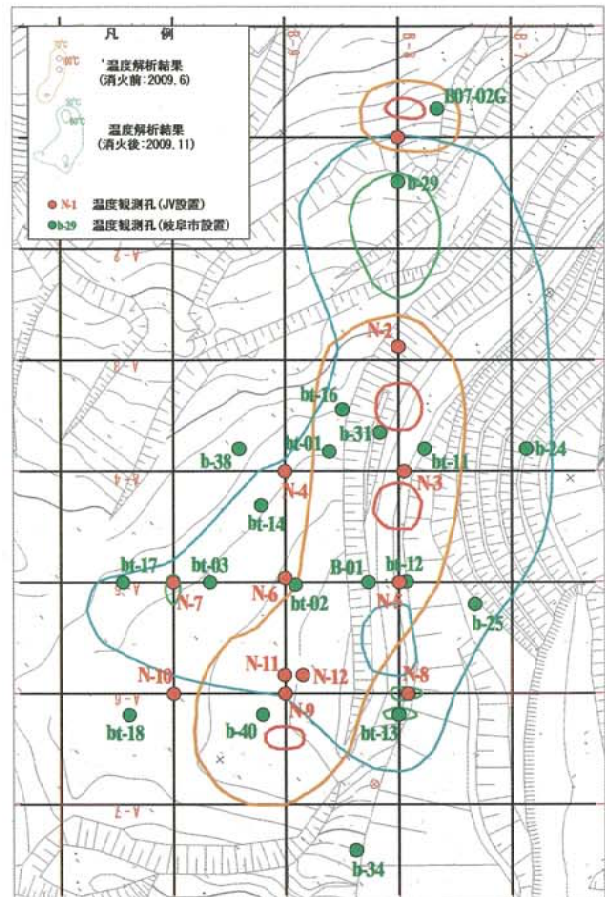
2) 現場内の水の循環

廃棄物に触れない上流部の雨水は、上流部止水壁でせき止め、注水消火に使用した。(a)

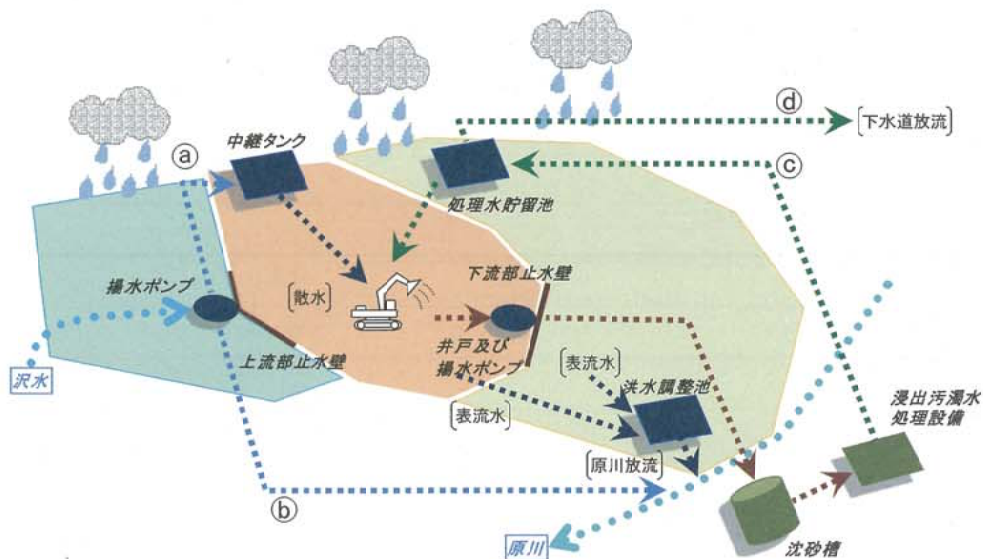
水の循環については、水処理の負担を極力減らすという観点から、上流部の雨水が余剰となる場合は、現場に隣接する川へ直接放流した。(b)

また、上流部の雨水だけでは、注水消火のための十分な水量が確保できない場合は、注水消火で浸透し、下流部止水壁でせき止められた水をポンプで汲み上げ、浸出汚濁水処理設備を通した処理水を循環利用した。(c)

この際に余剰となる水は、下水道へ放流した。(d)



〈伝熱解析結果〉



〈掘削時の水処理概念図〉

① 井戸及び揚水ポンプ

下流部止水壁でせき止められた水を汲み上げるための井戸と揚水ポンプを設置した。現場では、フロート制御により一定程度の水が溜まった時に自動でポンプアップした。



〈揚水井戸(外観)〉



〈揚水井戸(上部)〉

② 平準化処理(沈砂槽の設置)

汲み上げた浸出汚濁水はいったん沈砂槽に溜めおくことにより、水量と水質を平準化した後、水処理設備に送った。



〈沈砂槽(外観)〉



〈沈砂槽(上部)〉

③ 凝集沈殿・ろ過処理

ダイオキシン類の大部分は水中で浮遊している微粒子に附着して存在するといわれているため、その微粒子を除去するため、浸出汚濁水に凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)等の薬剤を添加して沈殿させ、ろ過処理した。



〈水処理設備(全景)〉



〈薬剤貯留槽〉

④ 処理水貯留池

処理された水は、注水消火のために再利用したが、余剰となった水は下水道へ放流した。下水道については、現場が公共下水道事業区域外であるため、特別に許可を得

て、接続した。

なお、排水する時間帯に制限(午後の夕刻前と深夜のみ可能)があったことから、ここで一時的に水を溜めておくために処理水貯留池を設置した。



〈処理水貯留池〉

⑤ 洪水調整池の設置

本体工事を実施するにあたり、宅地開発許可申請等の基準を参考として、選別施設の地下に洪水調整池を設置した。



〈設置状況(選別施設設置前)〉



〈事業完了時〉

3) 掘削・選別

① 掘削範囲の確定

温度の低下を確認した後、ダイオキシン類に汚染された廃棄物の撤去作業を開始する前に、掘削に先立ってダイオキシン類に汚染された廃棄物の位置を特定するため、1ロット(25 m × 25 m × 深さ 1 m(体積 625 m³))に対して5地点混合法によりサンプルを抽出し、ダイオキシン類による汚染の有無を調査した。

あらかじめ掘削範囲を確定するための「掘削前調査範囲(橙)」と、掘削直前に安全を確認し、掘削する「掘削時調査範囲(緑)」に分けて調査を実施した。

ダイオキシン類の分析は、簡易測



〈調査範囲〉

定法で実施した。分析方法は試料の乾燥処理の簡略化と作業の自動化により分析に要する期間を短縮した迅速なもので、分析自体は公定法と同様の機器を用いることで公定法と同等の精度を確保した。

また、結果の評価においては、「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」に準じ、今回のダイオキシン類の分析においても、毒性等量(※)に2を乗じた上限値を測定結果の評価(基準との比較、※※)とした。

「掘削前調査範囲(橙)」では、標高88mから140mにわたって528ロットについて調査を実施することになった。その結果、評価基準とした1ng-TEQ/gを超えるものが確認されたのは、3ロットであった。

また、それぞれのロットを細分化して詳細に調査を実施し、汚染範囲を絞り込んだ結果、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物のダイオキシン類基準の3ng-TEQ/gを超過した汚染廃棄物(以下「汚染廃棄物」という。)は、2箇所(1箇所あたり8.33m×8.33m×深さ1m(体積69.4m³))であることが特定できた。これにより、汚染廃棄物を除去できるように掘削範囲を確定し、廃棄物の掘削作業を開始した。

「掘削時調査範囲(緑)」では、掘削範囲を確定した結果、掘削対象となる396ロットについて調査を実施することとなったが、その全てにおいて評価基準とした1ng-TEQ/gを超えるものはなかった。

◆ ダイオキシン類汚染状況調査(平成24年3月現在)▶▶▶

<http://www.city.gifu.lg.jp/6037.htm>

※毒性等量：

複数物質からなるダイオキシン類の全体の毒性を評価するため、それぞれの物質に毒性の強さを換算した係数と物質質量とを掛け合せて合計することにより求められた値。

※※2を乗じた上限値での測定結果の評価：

「土壌のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」において、結果の評価は、「簡易測定法は、ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成21年3月 環境省水・大気環境局土壌環境課)に定めた測定方法と比べてその測定値は土壌マニュアル法による測定値と差が生じる場合もある。このため、分析結果の評価は、毒性等量に2を乗じた値を上限値、毒性等量に0.5を乗じた値を下限値として、分析結果を次のとおりに評価する。」とされている。

- ・下限値が1ng-TEQ/gを超過なら、環境基準超過
- ・上限値が1ng-TEQ/gを超過、かつ、下限値が1ng-TEQ/g以下なら、環境基準超過のおそれ
- ・上限値が0.25ng-TEQ/g以上、かつ、1ng-TEQ/g以下なら、環境基準以下、調査指標値以上のおそれ
- ・上限値が0.25ng-TEQ/g未満なら、調査指標値未満

② 掘削

ダイオキシン類の有無を確認した後、廃棄物の撤去作業を開始した。

平成22年1月から開始した廃棄物の掘削作業は、平成24年9月まで継続して実施し、最終的に掘削量は367,760m³となった。

なお、事前に実施したダイオキシン類の分析結果が評価基準とした1ng-TEQ/g以下であった廃棄物は、掘削後にまず粗選別し、300mm以上と300mm未満の粒径に選別した。ここで選別された300mm以上の粒径の廃棄物は、掘削機械(バックホウ)に取り付けた底が網目になったバケツ(スケルトンバケツ)での選別により可燃物と土砂等不燃物に分類し、可燃物は場外に搬出処分するものとした。



〈掘削状況(平成22年2月)〉



〈掘削状況(平成22年5月)〉



〈掘削状況(平成23年7月)〉



〈粗選別状況〉

③ 選別

選別施設及び関連施設は、作業ヤードが狭隘(きょうあい)であること等の制約から、現場最下部の洪水調整池に蓋をして、その上に設置した。



〈選別施設設置状況〉



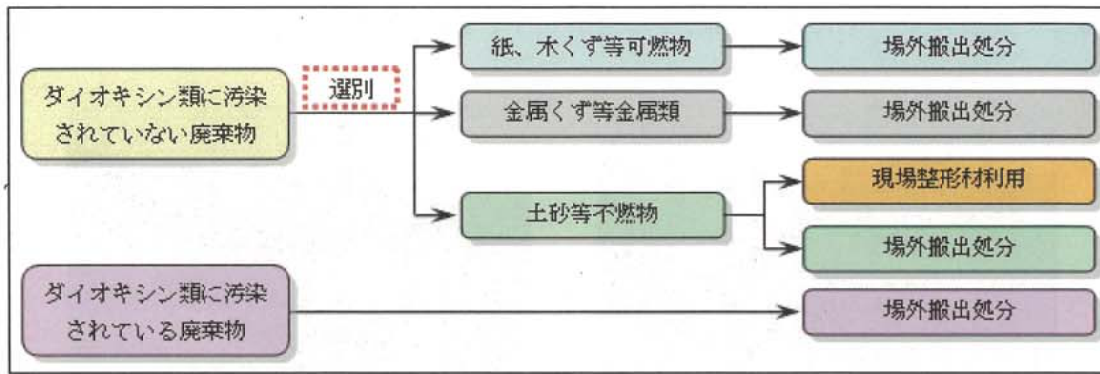
〈選別施設全景〉

掘削場所で粗選別された 300mm未満の粒径でダイオキシン類に汚染されていない廃棄物は、改良材の添加により含水調整し、その後、櫛歯式振動篩(フィンガースクリーン)に投入し、25mm 以下・25～130mm・130mm 以上の3つの粒径に選別した。

このうち 25～130mm の粒径の廃棄物は、選別精度を確保するために風力・磁力・手選別によってより細かく可燃物・金属類・土砂等不燃物に選別した。

全ての粒径において可燃物・金属類においては、それぞれの搬出物ストックヤードへ搬送し、場外に搬出するまで保管した。土砂等不燃物は整形材としての利用可否を確認するため、整形材ストックヤードへと搬送した。

また、選別施設の建屋内は、負圧にして常に建屋内の空気を外に逃がさないように保ち、吸引した空気はフィルターろ過により浄化した。



〈廃棄物の処分フロー図〉

ア) 選別機械の設置



〈選別機械状況〉



〈手選別状況〉

イ) ストックヤード

選別後の土砂等不燃物の仮置き場所として、整形材ストックヤードを設置した。土砂等不燃物は、整形材ストックヤードで、再度、100㎡ (1区画)ごとにダイオキシソ類を分析し、整形材としての利用の可否(評価基準とした1ng-TEQ/g以下)を確認した。利用の可否が確認できるまでには、概ね1週間程度を要したことから、1日当り3区画を使用して8日分を仮置きできるようにするため、24区画を整備した。

土砂等不燃物は、ダイオキシソ類の検査後に整形材ストックヤードから搬出して整形材として利用し、空いたスペースには当日選別した土砂等不燃物を仮置きすることをローテーションで繰り返した。

搬出物ストックヤードは、選別後の可燃物及び金属類が搬出されるまでの間の仮置き場所として設置した。



〈整形材ストックヤード〉



〈搬出物ストックヤード〉

④ 汚染廃棄物の掘削

汚染廃棄物に対しては、ダイオキシソ類ばく露防止対策として防護服・防護具を着

用して掘削作業にあたり、掘削後は選別せず、直ちに二重のフレコンバッグに梱包した。



〈汚染廃棄物掘削状況〉



〈汚染廃棄物梱包状況〉

4) 法面整形

選別された廃棄物のうち、整形材として利用できるものと評価した土砂等不燃物は、現場において法面整形の覆土及び盛土の材料として利用した。

なお、覆土及び盛土材として現場で利用したものは175,000m³となった。



〈法面の覆土状況〉



〈盛土状況〉

(4) 運搬・処分

事前に実施したダイオキシン類の分析結果が、評価基準とした1ng-TEQ/g以下であった廃棄物からの可燃物及び金属類は、場外に搬出し、産業廃棄物処理施設において、適正に処分した。

さらに、事前に実施したダイオキシン類の分析結果が、評価基準とした1ng-TEQ/g以下であった廃棄物からの土砂等不燃物は、100m³ごとに、再度、ダイオキシン類を分析し、評価基準とした1ng-TEQ/gを超過したものについては場外で処分することとしていたが、分析した2,093検体の全てにおいて場外で処分するものはなかった。

また、汚染廃棄物は、二重のフレコンバッグ梱包を、さらにシートで覆って場外に搬出し、産業廃棄物処理施設において、特別管理産業廃棄物に準じて、適正に処分した。

なお、平成22年1月から開始した支障除去に伴い掘削した廃棄物の場外への搬出作業は、平成24年10月まで実施した。さらに、排水路等の整備に伴う掘削等で発生した廃棄物の搬出が終了したのは平成25年2月であった。

最終的に現場から搬出した廃棄物の量は、可燃物177,180t、土砂等不燃物0t、金属くず等1,027t、汚染廃棄物178tの合計178,385tとなった。



〈汚染廃棄物積込状況〉



〈汚染廃棄物運搬状況〉

1) 適正な運搬・処分の確保

廃棄物の運搬にあたっては、市の事業による運搬車両であることを明確にするため、前面には本現場からの廃棄物運搬車両である標示を、後面にも簡単な番号を標示することで、地元住民にも一目でわかるように配慮した。

また、全ての車両にGPS(※)を搭載し、位置情報を常に把握・記録することによって走行の軌跡を明確にし、第二の不法投棄の防止を図った。

※ GPS :

Global Positioning System。アメリカ合衆国が軍用に打ち上げた人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。



〈運搬車両前面標示〉



〈運搬車両後面標示〉

① 運搬の状況

廃棄物を積み込んだ車両は、重量を計った後、電子 manifests を発行し、現場を出る際にタイヤ洗浄をしてから、産業廃棄物処理施設まで廃棄物を運搬した。

本事案における廃棄物の処分では、電子 manifests を採用し、情報管理を徹底した。この電子 manifests には、携帯電話のカメラ機能を利用して、積み込みや荷降ろし等の作業状況を画像で記録し、状況を確認した。

さらに、搭載したGPSにより、運搬車両の行路を常に把握・記録し、産業廃棄物処理過程の透明性(トレーサビリティ)を確保した。



〈タイヤ洗浄状況〉



〈GPSユニット〉

現在状態 端末履歴 ルート検索 伝票管理

検索条件

伝票番号 12290092465 検索

該当履歴

端末ID 64

車両名 25(和歌131系25)

運行日 2012-09-10

CSVダウンロード

環境灯ードシステム

PDF保存

検索結果

2012-09-10 8:18:29	作業中 ON	82km/h	岐阜県岐阜市穂河
2012-09-10 8:20:32	作業中 ON	106km/h	岐阜県岐阜市打越
2012-09-10 8:22:33	作業中 ON	34km/h	岐阜県岐阜市上土居
2012-09-10 8:24:34	作業中 ON	40km/h	岐阜県岐阜市正木北明
2012-09-10 8:26:34	作業中 ON	4km/h	岐阜県岐阜市正木北明
2012-09-10 8:28:36	作業中 ON	0km/h	岐阜県岐阜市和武西之
2012-09-10 8:30:36	作業中 ON	0km/h	岐阜県岐阜市近島5
2012-09-10 8:32:37	作業中 ON	12km/h	岐阜県岐阜市北島7
2012-09-10	作業中 ON	46km/h	岐阜県岐阜市西島町

表示切替 印刷

〈運搬状況の把握〉

② 処分場の確認

廃棄物の処分を委託した処分場において、適正に廃棄物が処分されていることを確認するため、市職員が定期的に処分場を確認した。



〈最終処分場(兵庫県)〉



〈最終処分場(石川県)〉

第2節 モニタリング調査の実施

1 事業実施以前からのモニタリング調査

周辺環境に及ぼす影響の有無を確認するため、現場内及び現場周辺において、詳細調査以降も継続してモニタリング調査を実施してきた。

現場内及び現場周辺ともに、各基準に適合あるいは参考値と比較して問題となる数値は確認しておらず、周辺への影響は特に認められていない。

◆ モニタリング調査経過▶▶▶ <http://www.city.gifu.lg.jp/3258.htm>

(1) 現場内の調査

現場には隣接して河川や農地があるため、現場内に設置した井戸の水質調査、敷地境界での大気調査及び斜面の変位量の観測等を定期的の実施し、廃棄物による影響の程度及び廃棄物の状況を把握してきた。



〈地下水採水〉



〈敷地境界大気採取〉

(2) 現場周辺の調査

現場に隣接する河川の下流に水道水源があるため、河川の水質調査、現場からの排水の水質調査、現場周辺の地下水の水質調査及び現場周辺の悪臭・大気調査等を定期的の実施し、現場から周辺環境に及ぼす影響を把握してきた。

また、近隣の水道水源においては浄水全項目について検査回数を増やすことにより、安全の確保に取り組んできた。



〈河川水測定〉



〈排水採水〉

2 事業実施中のモニタリング調査

特定支障除去等事業の期間中、周辺環境に及ぼす影響の有無を確認するため、現場内及び現場周辺におけるモニタリング調査を継続して実施した。

現場内及び現場周辺ともに、各基準に適合あるいは参考値と比較して問題となる数値は確認されておらず、周辺への影響は特に認められていない。

(1) 現場内及び現場周辺の調査

事業が実施されることによる状況変化に対応して、これまでのモニタリング調査に、現場内の有害大気汚染物質モニタリング調査や現場周辺での大気常時測定等を新たに追加する等して調査を見直した。

これにより、現場から周辺環境に及ぼす影響及びその程度を把握した。



〈現場内大気採取〉



〈大気常時測定局〉

(2) 現場内の作業環境調査

本体工事では廃棄物を掘削・選別することから、廃棄物に含まれるダイオキシン類やアスベストの飛散防止に努め、作業環境を調査し、作業員の安全及び周辺環境に及ぼす影響を確認しながら工事を実施した。

また、定期的に止水壁揚水の水質調査、下水道への放流水の水質を調査し、状況を把握した。



〈止水壁揚水採水〉



〈作業環境大気採取〉

第3節 特定支障除去等事業の完了

1 事業完了後の現場の状況

廃棄物の撤去により、谷筋が復活し、現場奥の沢水が自然流下する形態ができあがった。また、掘削した法面や既存の急峻な法面の安定化を図った。

その後、場内整備、仮設物の撤去等の工事を実施し、平成25年3月に産廃特措法に基づいて実施した特定支障除去等事業は完了した。



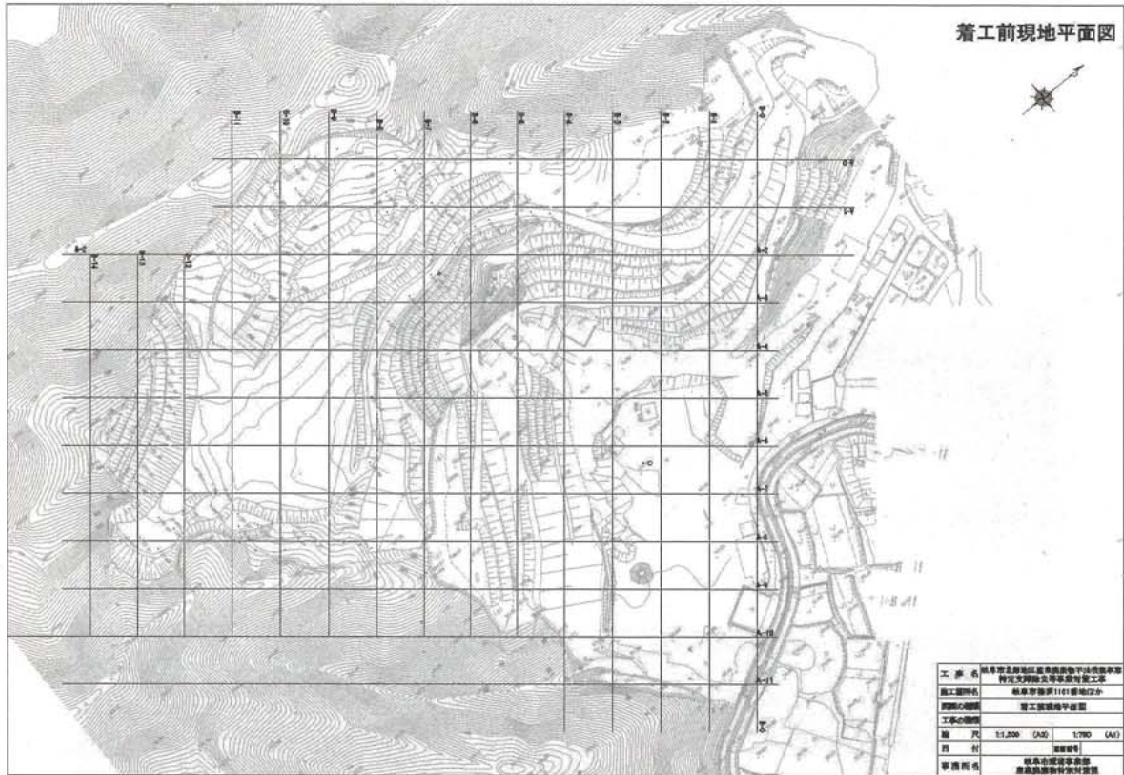
〈事業発覚当初の最上部の状況(平成16年7月)〉



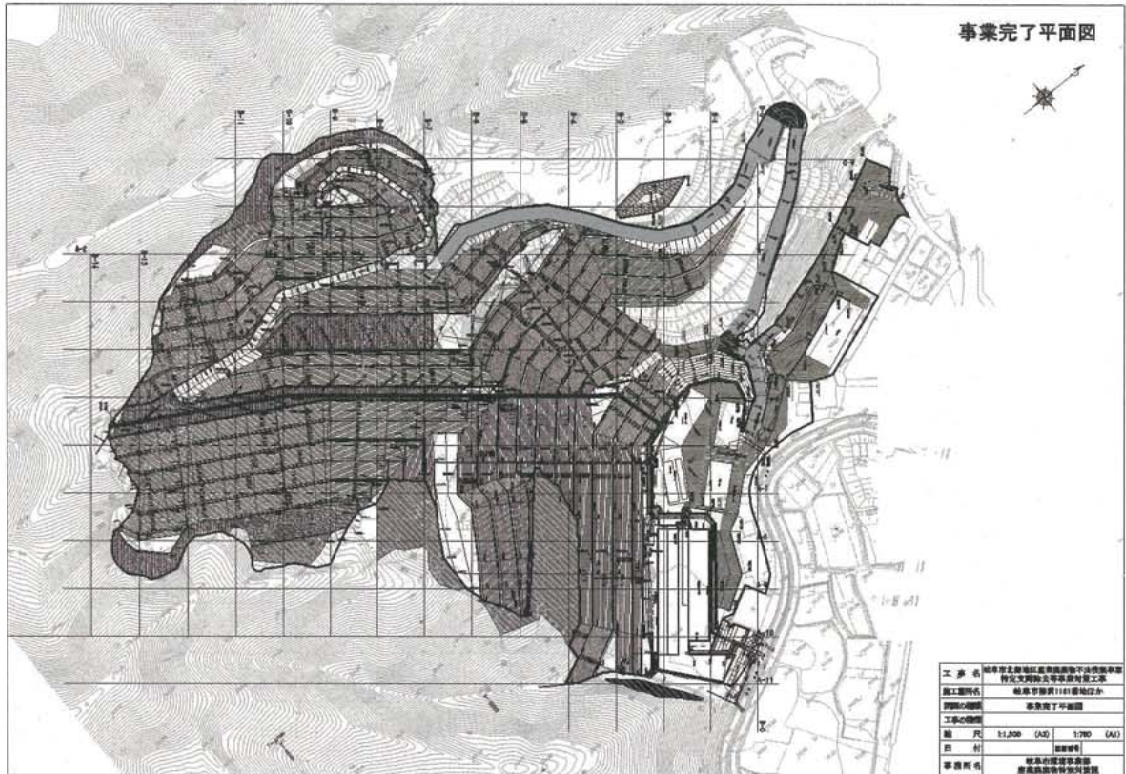
〈事業完了後の最上部の状況(平成25年3月)〉



〈事業完了後の上空からの全景(平成25年4月)〉



〈事業着手前の平面図と航空写真(平成20年1月)〉



〈事業完了時の平面図と航空写真(平成25年4月)〉

2 事業に要した費用と国からの支援

(1) 事業に要した費用

特定支障除去等事業に要した事業費は、次のとおりとなった。

(単位：百万円)

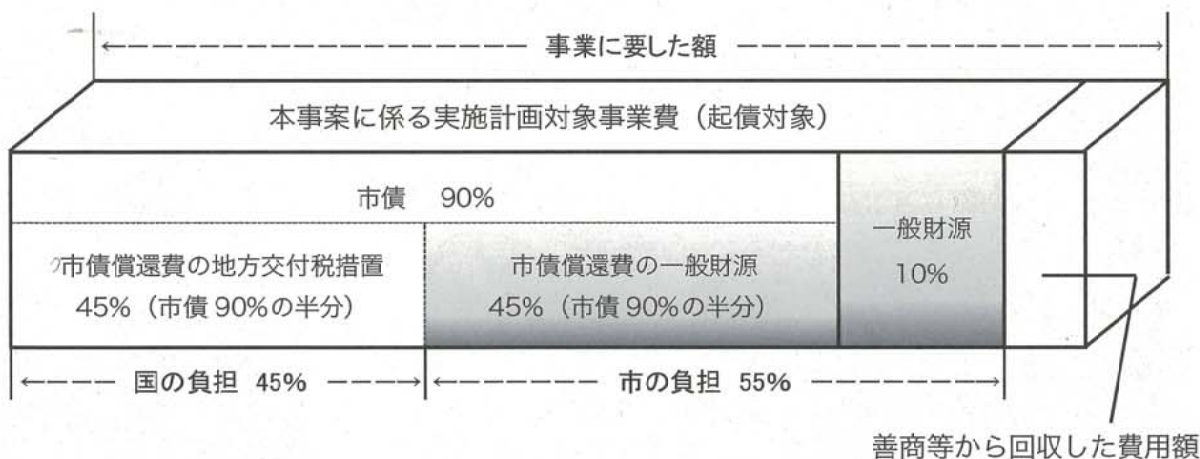
項目	工種	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
本工事費	準備工事	45	0	0	0	0	45
	先行工事	82	92	0	0	0	174
	本体工事	20	966	639	641	968	3,234
	後工事	0	0	0	0	85	85
	廃棄物処分	0	45	1,279	1,047	325	2,696
	計	147	1,103	1,918	1,688	1,378	6,234
管理費	モニタリング	41	34	39	36	40	190
	施工管理費	10	21	20	20	18	89
	計	51	55	59	56	58	279
	事務費	1	3	2	2	2	10
	合計	199	1,161	1,979	1,746	1,438	6,523

(2) 国からの支援

特定支障除去等事業は、産廃特措法に基づく実施計画を定めて実施したものであるが、これに対する国からの支援は、地方交付税措置によるものとなる。

すなわち、実施計画に位置付けられた事業に要する費用の財源として特例的に起債が可能となり、その後年度の元利償還金に対して地方交付税が措置されるというものである。

【特定支障除去等事業に要した費用の財源】



産廃特措法による国からの支援は、不法投棄が実際に発生した日(平成10年6月16日以前か同17日以降か)によって方法に差異があり、また、平成18年度以降は、国の三位一体の改革に伴い、補助金が廃止された。

なお、産廃特措法による支援の方法については、「第7章 全国における産業廃棄物不法投棄等への取組 第2節 都道府県等による支障除去への取組」で述べる。

3 事業完了時点における廃棄物の掘削量と搬出量

事業完了時点における廃棄物の掘削量、搬出量及び整形材として利用した土砂等不燃物量は、次のとおりとなった。

特定支障除去等事業		自主撤去等	
行政代執行による掘削量 367,760 m ³		排出事業者等による	
整形材利用 175,000 m ³	搬出廃棄物 192,760 m ³	自主撤去量 131,092 m ³	
		措置命令による搬出量 4,112 m ³	
現場からの搬出量 279,295 t			
178,385 t		100,910 t	
(内訳)			
可燃物 177,180 t			
金属くずなど 1,027 t			
ダイオキシン類汚染物 178 t			
土砂等不燃物 0 t			

4 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会の設置

(平成24年5月18日～平成25年3月21日)

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会(以下「技術評価検討委員会」という。)は、特定支障除去等事業の完了に伴い、現地で実施した本体工事の評価及び今後のモニタリング調査事項についての助言を得ることを目的として設置したもので、廃棄物対策、水質、土壌、土木環境及び化学の専門家5名で構成し、4回開催した。

技術評価検討委員会では、特定支障除去等事業について技術的な評価がなされ、「生活環境保全上の支障又は支障のおそれを取り除かれた」と評価され、平成25年3月21日に市長に報告書が提出された。

また、事業完了後に実施するモニタリング調査に関する助言を得た。

◆ 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会 ▶▶▶

<http://www.city.gifu.lg.jp/3268.htm>

◆ 技術評価検討委員会報告書 ▶▶▶

<http://www.city.gifu.lg.jp/secure/18142/houkokusyo.pdf>

【技術評価検討委員会委員】(○委員長)

氏 名	所属及び職名(当時)
○藤 田 正 憲	大阪大学名誉教授
遠 藤 和 人	国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 廃棄物適正処理処分研究室主任研究員
佐治木 弘 尚	岐阜薬科大学創薬化学大講座薬品化学研究室教授
篠 田 成 郎	岐阜大学総合情報メディアセンター教授
樋 口 壯太郎	福岡大学大学院工学研究科教授



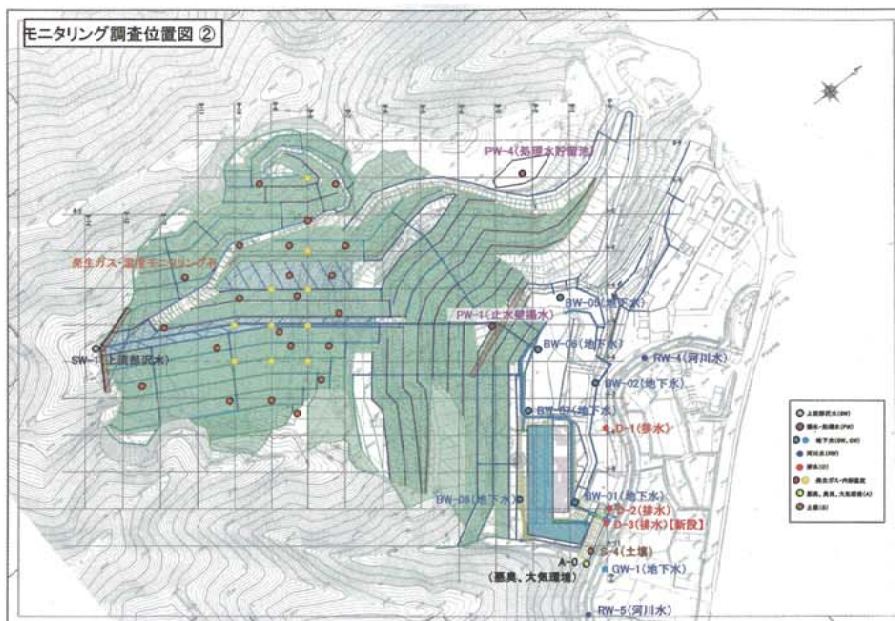
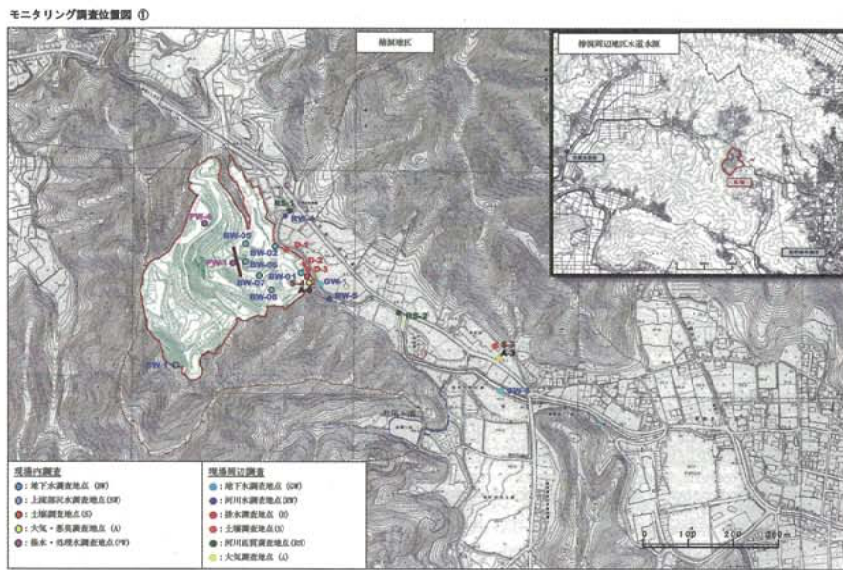
〈市長報告(平成25年3月21日)〉

第4節 特定支障除去等事業完了後の対応

1 特定支障除去等事業完了後のモニタリング調査等

特定支障除去等事業完了後も現場状況を把握し、速やかに状態変化を発見するため、現場内及び現場周辺において当面の間、継続してモニタリング調査を実施することとしている。

また、技術評価検討委員会においても、事業完了後に実施するモニタリング調査に関して、問題ないと判断し了とするも、今後の状況により調査内容(測定項目や測定頻度)を見直していくべきであるとの助言を得ており、これを踏まえて本体工事等に伴う環境影響について評価することとしている。



〈モニタリング調査位置図〉

【参考文献】

- 1) 廃棄物学会 廃棄物埋立処理処分研究部会. 廃棄物最終処分場廃止基準の調査評価方法. 平成 14 年, 2002, <http://wastegr2-er.eng.hokudai.ac.jp/umetate/index.htm>, (参照 2010-06-03)